

国民健康保険からの お知らせ

問合 保険年金課国民健康保険G
☎24-1113

令和2年度国民健康保険税納
税通知書(第1・2期)を5月
中旬に送付します

今回送付する納税通知書(仮算定)は、
前年度から引き続き国民健康保険に加入している世帯を対象に、前年度の国民健康保険税の年額の10分の2を暫定的にお支払いいただくものです。

納付期限 第1期 6月1日(月)
第2期 6月30日(火)

7月中旬には、前年中の所得や加入者数をもとに算定した年税額から、今回送付する仮算定税額を差し引いた納税通知書(本算定)を送付します。
令和2年4月1日以降に新規加入された世帯の納税通知書も7月に送付します。

資産割を廃止しました

これまで津島市の国民健康保険税は、「所得割・資産割均等割・平等割」の4方式で計算していました。

しかし、収入が発生しない資産に対して国民健康保険税が課税されることなどの課題もあったことから、令和2年度の国民健康保険税については、「資産割」を廃止し、「所得割均等割・平等割」の3方式で計算することになりました。

改正後の国民健康保険税率は、下表のようになります。

- 7月中旬に送付する納税通知書(本算定)で適用します。
- 限度額については変更になる可能性がありません。
- 所得割額の課税対象は令和元年中の総所得金額から基礎控除額33万円を差し引いた額に税率を乗じて算出したものになります。
- 均等割は加入者1人当たり、平等割は1世帯当たりの金額となります。
- 1年間の税額は下表①～④を合算したのようになります。

		①所得割率	②資産割率	③均等割	④平等割
医療分 【限度額 610,000円】	改正前	6.10%	7.50%	22,400円	22,900円
	改正後	6.48%	廃止	23,500円	24,400円
後期高齢者医療支援金分 【限度額 190,000円】	改正前	2.12%	3.50%	8,200円	6,200円
	改正後	2.33%	廃止	9,100円	6,600円
介護分 (第2号被保険者40～64歳) 【限度額 160,000円】	改正前	1.62%	1.50%	8,200円	9,400円
	改正後	1.88%	廃止	8,200円	9,400円
合計	改正前	9.84%	12.50%	38,800円	38,500円
	改正後	10.69%	廃止	40,800円	40,400円

保険税納付は口座振替で

口座振替は一度の手続きで済み、金融機関等に納めに行く必要がなく、仕事などで忙しい方に大変便利です。

市役所の窓口での手続きでは、キャッシュカードがあれば、その場で申し込みが完了します(一部利用できない金融機関、キャッシュカードがあります)。



国民年金の手続きについて

年金の被保険者の種類は、国民年金法の第7条第1項の第1号から第3号および同法附則の規定により次の4種類に分けられます。

第1号被保険者	第2号被保険者	第3号被保険者	任意加入被保険者
自営・農林漁業や学生、無職の20～60歳の方	会社員や公務員の方	第2号被保険者に扶養されている配偶者で、20～60歳の方	左記以外で国民年金に加入を希望する方

退職・転職・結婚等の場合は変更の届け出が必要になります。また各種年金の請求もご本人の手続きが必要です。各種届け出・請求は下表を参考にしてください。

こんなときは、必ず届け出を

こんなとき	どうする	届出先
会社を退職したとき	国民年金に加入の手続きをする(被扶養配偶者も同じ)	市役所保険年金課
結婚や退職等で配偶者の扶養になったとき	第3号被保険者への種別変更の手続きをする	配偶者の勤務先
子どもを出産したとき	第1号被保険者が出産した場合、産前産後期間の免除申請をする	市役所保険年金課
配偶者の扶養からはずれたとき(死亡・離婚等)	第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更の手続きをする	市役所保険年金課
海外に滞在(日本国外に住んでいる日本国籍のある方)するとき	国民年金への任意加入の制度があります	市役所保険年金課
60歳時点で年金受給資格10年※がない、または受給資格はあるが、受け取る年金額を満額に近づけたいとき	国民年金に任意加入(満額までの期間または65歳までの期間。なお、昭和40年4月1日以前生まれの方で65歳時点でも年金受給資格の得られない場合は、上限70歳まで受給権を満たす期間まで)ができます	市役所保険年金課
口座振替を開始・停止・変更するとき	口座振替納付の申出書等を提出する	口座振替希望の金融機関
保険料を納めるのが困難なとき	免除(全額・一部)の制度があります	市役所保険年金課
50歳未満の方で保険料を納めるのが困難なとき	納付猶予の制度があります	市役所保険年金課
学生で保険料を納めるのが困難なとき	学生納付特例の制度があります	市役所保険年金課
納付案内書を紛失したとき	納付案内書の再交付を依頼する	中村年金事務所
障がい者になったとき(障害基礎年金の1級または2級程度)	障害基礎年金の請求をする	初診日が第1号被保険者→市役所保険年金課 初診日が第3号被保険者→中村年金事務所
65歳になったとき	老齢基礎年金の請求をする	加入年金制度により請求先が異なります
国民年金加入中・受給中に死亡したとき	中村年金事務所・市役所に手続きの確認をする	加入・受給年金制度により手続き先が異なります

※平成29年8月1日施行の制度改正により、今まで25年だった受給資格期間が10年に短縮されました。

問合せ 保険年金課医療・年金G(市役所1階) ☎24-1114

中村年金事務所(名古屋市中村区太閤1-19-46) ☎052-453-7200



何か始めたい! という方に

こんな講座はいかが?



子ども向け

ジュニアリーダー養成研修会

様々な体験を通して、知識や技術を楽しみながら学び、身につけます。

期間 6月27日(土)～令和3年2月27日(土)

場所 中央児童館

対象 小学4～6年生

定員 30人

申込 5月1日(金)～6月7日(日)午前9時30分～午後5時に、直接児童館へ(水曜日の午後と木曜日・祝日を除く)。

津島っ子委員会 メンバー募集

12月26日(土)に開催予定のあそびの祭典「ウィンターフェスティバル」のあそびの内容を考え、当日の運営を行う委員会メンバーを募集します。

日時 5～12月(月1回程度)初回 5月30日(土)午前10時30分(2回目以降は初回にお知らせします)

対象 市内在住の小学4年生～高校生

申込 午前9時30分～午後5時に、直接児童館へ(水曜日の午後と木曜日・祝日を除く)。

問合 中央児童館 ☎26-3540

健康に興味がある方向け

食生活改善推進員 養成講座

調理実習や食育活動等、食生活と健康づくりを、地域で啓発活動をするボランティアになりませんか?

日時 全9回 午前中(6月4日のみ午後)

6月4日(木)・5日(金)、7月3日(金)・21日(火)・22日(水)、8月7日(金)、9月4日(金)、10月2日(金)、

その他地域でのボランティア活動1日

場所 総合保健福祉センター

対象 市内在住の70歳未満の方を原則とし、終了後に食生活改善推進員として継続的にボランティア活動できる方

定員 10人

申込 5月22日(金)までに直接または電話で右記へ。



問合 保健センター ☎23-1551

家事が好きな方向け

『つしま家事サポーター』養成講座

津島市で行っている介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)は、高齢者等が住み慣れた地域で自分らしく安心して生活を送るための事業です。養成講座を受講して、地域で高齢者を支えるサポーターとして活動しませんか?

講座対象者は?

- ・18歳以上の方
- ・活動先(津島市内高齢者宅)へ通える方
- ・本事業に協力いただける方
- ・健康でささえあいの気持ちのある方

講座はいつやるの?

日程1 6月22日・29日、7月6日・13日(すべて月曜日)
午後2時～4時

場 所 津島市役所

日程2 12月1日・8日・15日・22日(すべて火曜日)
午前10時～正午

場 所 未定

申込期間は?

日程1 6月17日(水)まで

日程2 11月26日(木)まで

お金はかかるの?

受講料は無料です。

活動したらお金がもらえるの?

活動手当をお支払いします。

1時間・・・600円

ゴミ出し等の短時間(10分程度)・・・100円

申込・問合 市社会福祉協議会
生活支援コーディネーター
☎23-5295

☎080-4730-6854

(月～金曜日の午前8時30分～午後5時15分)





清掃事務所からの お知らせ

問合せ 清掃事務所 ☎26-4228



ふれあい収集のお知らせ

家庭ごみを集積場へ持ち出すことが困難な世帯を対象に、市職員が訪問し、声を掛けてごみを収集します。

対象世帯

- ・ひとり暮らし老人登録で、要介護認定を受けている世帯
- ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方だけの世帯

対象ごみ 可燃ごみ、プラスチック製容器包装ごみ、不燃ごみ、資源ごみ、有害ごみ

申込 介護保険被保険者証および該当する手帳(写し可)を持参の上、高齢

介護課または福祉課へ。
その他 申込後、世帯を訪問調査し、収集の可否および収集方法を決定します。

一時多量ごみの排出について

一時多量ごみの排出について

引越しや草刈等により、ご家庭から一時的に、多量のごみが排出される場合があると思います。

集積場に一度に、多量のごみを出すと、収集に支障をきたすばかりか、町内の集積場トラブルにもなりかねません。

このような場合、1回につき5袋程度で数回に分けて出してください。鹿伏免最終処分場で許可書発行後に焼却施設(海部地区環境事務組合八穂クリーンセンター)への自己搬入をお願いします。

集積場へのごみ出しについて

必ず午前8時30分(時間厳守)までに集積場にごみを出してください。

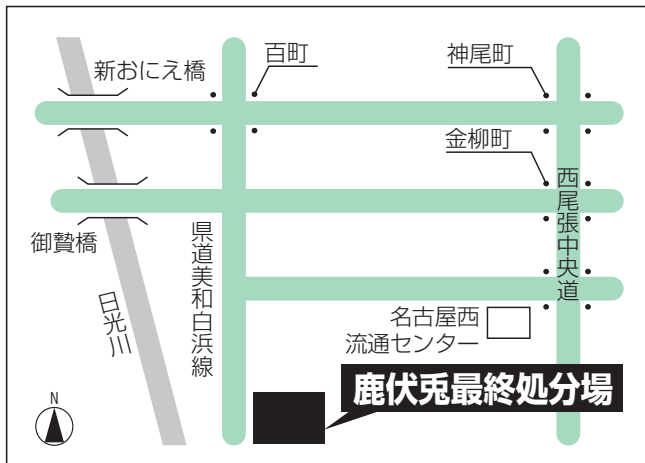
※分別が間違っているごみは、収集されません。出された方は再分別し出し直してください。



リサイクルステーションについて

鹿伏免最終処分場において、リサイクルステーションを開設しています。資源リサイクルで、ごみ減量にご協力ください。

開設場所 鹿伏免最終処分場(鹿伏免町字袴腰32番地)



開設時間 午前9時～午後3時30分

搬入可能物 新聞紙、段ボール、古着、空き缶(スプレー缶等含む)、空きびん、使用済食用油、小型家電製品(携

帯電話スマートフォン、電話機、携帯ラジオ、デジタルカメラ、ビデオカメラ、ポータブルDVDプレーヤー、携帯音楽プレーヤー、ICレコーダー、

USBメモリ、電子辞書、ゲーム機、ポータブルカーナビ、ドライヤー、電気カミソリ、各種機器のリモコンやACアダプター等)

注意事項 家電リサイクル法で定められているテレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコン等の搬入はできません。お買い求めの販売店にご相談ください。

無料回収業者にご注意ください

ポストへのチラシ投函や、トラックでの巡回回収により、家電製品等を無料回収する業者があります。

本来、家庭ごみの収集運搬業を行うには、市の許可が必要です。

しかし、無料回収業者は、市の許可を受けない業者であり、違法行為です。

これを利用することで、回収物が不法投棄されたり、高額な処理費を請求されたりすることがあります。

注意事項

家電リサイクル法で定められているテレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコン等はメーカーによるリサイクルが義務づけられており、無料回収等はできません。それ以外は、市の収集ルールに基づいて排出してください。

その他

違法無料回収業者のチラシ配布や、巡回トラックでの回収を見つけた場合は、清掃事務所まで一報ください。